

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税の賦課・徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

文京区総務部税務課は、番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

文京区長

公表日

令和5年11月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税の賦課・徴収に関する事務
②事務の概要	<p>◆ 個人住民税とは、地方税法(昭和25年法律第226号。第三章第一節(市町村民税)及び第二章第一節(道府県民税))に基づき、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(以下「個人住民税」という。)である。賦課期日(1月1日)に文京区に居住する者に対して、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書及び特別区民税・都民税申告書(以下「住民税申告書」という。)等の課税資料を基に税額を計算し、賦課決定する。</p> <p>◆ 個人住民税には大きく分けて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割があり、また、個人住民税には、区市町村が課すことのできる市町村民税(以下「特別区民税」という。)と、都道府県が課することのできる道府県民税(以下「都民税」という。)が存在する。</p> <p>① 特別区民税及び都民税においては、それぞれにおいて所得割、均等割の賦課額が決定される。これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われている。</p> <p>② 都民税については、地方税法第41条の規定により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と併せて賦課徴収等を行う」とされていることから、特別区民税と併せて一括して賦課徴収を実施するものである。</p> <p>◆ 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している(具体的な特定個人情報の流れは、別添1のとおり)。</p> <p>① 課税対象者情報の準備(地方税法第294条、第318条)</p> <p>② 納税義務者、特別徴収義務者からの、各種申告資料の受領(地方税法第317条の2等)</p> <p>③ 個人住民税の賦課決定に際し、障害者控除関係情報・生活保護に関する情報の確認(庁内連携システム及び情報提供ネットワークシステムによる情報連携)</p> <p>④ 他区市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認(情報提供ネットワークシステムによる情報連携)</p> <p>⑤ 課税標準額の算出、個人住民税額の決定、通知書の送付(地方税法第313条等)</p> <p>⑥ 個人住民税の減免審査に際し、生活保護に関する情報の確認(地方税法第323条)</p> <p>⑦ 地方税法第22条に反することのない所得情報の提供及び移転</p>
③システムの名称	1 個人住民税システム 2 団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ) 3 中間サーバー・プラットフォーム 4 審査システム(eLTAX) 5 国税連携システム 6 宛名管理システム 7 証明発行システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税課税台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>◆ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)</p> <p>1 第9条(利用範囲)</p> <p>2 別表第一第16項</p> <p>3 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	◆ 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1 別表第二における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項) 2 別表第二における情報照会の根拠 ① 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の名称)に地方税法が含まれる項(27の項) ② 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 上記、番号法別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	総務部税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	文京区総務部税務課 112-8555 東京都文京区春日1丁目16番21号 問合せ先電話番号 03-3812-7111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	文京区総務部税務課 112-8555 東京都文京区春日1丁目16番21号 問合せ先電話番号 03-3812-7111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月11日	I 関連情報>1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務>②事務の概要	③～(情報提供ネットワークの利用を想定)	③～(情報提供ネットワークシステムによる情報連携)	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
平成29年7月11日	同上	④～(情報提供ネットワークシステムの利用を想定)	④～(情報提供ネットワークシステムによる情報連携)	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
平成29年7月11日	I 関連情報>4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携>②法令上の根拠	-	項の追加 38、85の2	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
平成29年7月11日	I 関連情報>5.評価実施機関における担当部署>②所属長	総務部税務課長 志賀 美知代	税務課長 小池 陽子	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
平成29年7月11日	(別紙1)事務の内容	⑤～(H29.7以降は情報提供ネットワークシステムの利用)	⑤～(情報提供ネットワークシステムによる情報連携)	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
平成29年7月11日	II しいき値判断項目-1.対象人数、2.取扱者数-いつ時点の計数か	平成26年10月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
平成29年9月13日	I 関連情報>4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携>②法令上の根拠	項の削除 117 120	項の追加 119	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
平成30年9月13日	I 関連情報>4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携>②法令上の根拠	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
平成30年9月13日	(別紙1)事務の内容	⑥～(地方税法294条の3)	⑥～(地方税法第294条第3項)	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
令和2年3月31日	I 関連情報>1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務>②事務の概要	削除 ⑦徴収金の収納管理事務 ⑧徴収金の滞納整理事務 修正 ⑨地方税法第22条に～	⑦地方税法第22条に～	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和2年3月31日	I 関連情報>1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務>③システムの名称	削除 2.収納管理システム 3.滞納管理システム 修正 4.団体内～ 5.中間サーバ～ 6.審査システム～ 7.国税連携～ 8.宛名管理～	2 団体内～ 3 中間サーバ～ 4 審査システム～ 5 国税連携～ 6 宛名管理～ 追加 7 証明発行システム	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和2年3月31日	I 関連情報>2.特定個人情報ファイル名	削除 2.収納情報ファイル 3.滞納情報ファイル	-	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	I 関連情報>4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携>②法令上の根拠	項の削除 119	項の追加 20、53、120	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和2年3月31日	IIしきい値判断項目>1.対象人数・2.取扱者数>いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和2年3月31日	IVリスク対策>8.監査>実施の有無	追加	[○]自己点検	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和2年3月31日	(別紙1)事務の内容	地方税電子化協議会、他	地方税共同機構、他図式修正・追記	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和2年7月31日	I 関連情報>4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携>②法令上の根拠		項の追加 117	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる再提出
令和2年7月31日	IIしきい値判断項目>1.対象人数・2.取扱者数>いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる再提出
令和4年1月31日	I 関連情報>1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務>②事務の概要	③～(情報提供ネットワークシステムによる情報連携)	③～(庁内連携システム及び情報提供ネットワークシステムによる情報連携)	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年1月31日	I 関連情報>2.特定個人情報ファイル名	課税情報ファイル	住民税課税台帳情報ファイル	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年1月31日	I 関連情報>4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携>②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	法改正による提出
令和4年1月31日	IIしきい値判断項目>1.対象人数・2.取扱者数>いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年1月31日	IIしきい値判断項目>1.対象人数>評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	[30万人以上]	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年1月31日	IIIしきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年1月31日	IVリスク対策>1.提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月25日	IIしきい値判断項目>1.対象人数・2.取扱者数>いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和5年11月28日	I 関連情報>4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携>②法令上の根拠	-	項の追加 121	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和5年11月28日	IIしきい値判断項目>1.対象人数・2.取扱者数>いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出